

お 願 い

施行前には必ず環境課で、霊園の規格等について確認をしてください。

記

- 1 霊園内一時利用の期間は1ヶ月を超えることはできません。
- 2 「千曲市霊園一時利用許可申請書」の目的欄には、施工に伴う工事車両等の園内走行等の状況も明記してください。
例 運搬車 クローラードンプ ミニバックホー カニクレーン
- 3 初めて使用する石材等の場合には、見本を提示してください。なお、石材発注前に現場で、区画寸法を確認してください。
- 4 GLは、踏石及び五色石の上面と一致します。碑石は1cm、墓誌は3cm五色石上面より低く敷くこととなりますので、ベタ基礎の場合気をつけてください。
- 5 フタ石の高さ 6cm、笠石及び踏石の高さは5cm。笠石の施工は、モルタルで調整し上段隣接コンクリート高以下として下さい。
- 6 フタ石の下面は、GLより1cm下。フタ石を前にずらすと踏石にあたるので、上へ持ち上げるよう説明してください。(両側に持ち手が有る方がよい。)
- 7 碑石後ろの玉石上面とコンクリート上面との差は3cm、墓誌のない側の五色石は、後ろの通路にこぼれないようにしてください。
- 8 碑石の高さは、各パーツ±5mmでも、合計で81.5までとしてください。
- 9 踏石の仕上げは、滑らない加工のものとしてください。
- 10 台石と竿石との間の「チリ」は当初規格書に明記してないが、提出用設計図には目安として、高さ 3cm、幅 1cm と記入してある。目安だからとはいえ、著しく外観を損ねるものは、不可。(サイズが違う場合は、設計図に付記)
- 11 笠石の灰御影石の色は、聖地端部に設置してある笠石と同等の色です。
- 12 卒塔婆立ては、次の規格で施工してください。
・サイズは、碑石からはみ出ない。材質と色については、外観を損なわない程度のもの。
高さ ≤ 81cm 幅 ≤ 60cm 奥行き ≤ 20cm (ステンレス可)
- 13 カロートの幅5cmは、型枠で施工する場合10cm位になるので規格以上となるため、設計図に記入する。(ベタ基礎の場合、その設計図に記入でも可)
5cm幅の二次製品使用と付記も可。石を使用の場合は、材質・幅等記載する。
- 14 カロート排水は地下浸透が原則です。碎石で施工してください。
通路聖地側57cm下にφ10有孔管有り。(区画コンクリートH=40cm)
排水工を行う場合は、施工方法をお知らせ下さい。
基礎とカロート天端の
高さは2cm
- 15 聖地内ベタ基礎(コンクリート)の場合は、排水対策を行ってください。(施工図添付)ホドは抜く。
- 16 花立ての深さは10cmとなっているが、外観形状を変えなければ深くしても可。
- 17 カロート内碎石上の土は、検査完了後に蒔いてください。
- 18 墓誌の位置が右側の場合、碑石と踏石の石材が違うなどの場合は、設計図に位置(矢印可)
・材質・色を付記してください。
- 19 聖地内を軽トラック等で走行することは、できません。

- 20 施工による残土等については、施工者において処理をしてください。
- 21 施工に伴って市の施設等を破損又は滅失したときは、連絡の上現状に回復してください。霊園内の植栽を汚したり傷めないようにしてください。(残土を置かない。)
- 22 運搬車等の走行路は、毎日終了時にはきれいにしてください。(階段の土や石なども)
- 23 生コンは、シートを使うなどして、霊園内に落とさないようにしてください。霊園の周囲の土手や道路にも落とさない。道路もきれいに清掃してください。
- 24 施工区画隣のまだ墓石未施工の区画に器具を置くなどした場合は、毎日終了時にはきれいに片づけてください。
- 25 施工区画の隣が墓石設置済みの場合は、細心の注意をはらい、傷めないように施工することはもちろんのこと、毎日終了時にはきれいにしてください。
- 26 工事のため、霊園内の出入りには、毎日作業員に声をかけてください。
- 27 霊園内での喫煙は、管理棟でお願いします。(たばこの吸い殻を落とさない。)
- 28 下請業者にも注意事項は、徹底させてください。
- 29 墓石のみ先に建立し、後日墓誌や植栽を施工する場合は、その都度工事届等の手続きが必要になりますので、利用者へ説明をしておいてください。
- 30 遺骨を埋葬又は改葬する場合には、手続きが必要です。利用者に墓石施工業者から説明しておいてください。
- 31 着手届はすぐ許可できるとは限らないので、余裕をもって申請してください。完了後の検査もすぐできない場合があるので、事前にいつ頃か連絡いただければありがたい。利用者への引き渡しまでの期間も余裕をみておいてください。
- 32 分譲済みの杭は、管理棟へお返しく下さい。

* 千曲市合併前に発行した霊園許可証は、「更埴市霊園使用許可証」となっていますが、合併後は「霊園利用許可証」と、用語が使用から利用に変わりました。

担当部局 環境部 環境課 環境保全係(更埴庁舎)
電話 273-1111 内線 ~~5414~~ 2201